

附編：東福寺蔵「伝西寺鐘」について

堀 大輔

1. はじめに

ここでは、2-4で紹介した梵鐘について少し詳しく掘り下げてみたい。本鐘は東福寺に伝わるもので、昭和32年に重要文化財指定を受けている。現在は収蔵庫（光明宝殿）に収められているが、その前は法堂北西の殿鐘楼に懸けられていたとい（註1）、さらにその前、昭和初年には法堂南東の鐘楼に懸けられていたとい（註2）。

本鐘については、本来西寺の鐘であったとの伝が『山州名跡志』（正徳元年〈1711〉）、『山城名跡巡行志』（宝暦4年〈1754〉）、『拾遺都名所図会』（天明7年〈1787〉）、『京都坊目誌』（大正5年〈1916〉）等の地誌で紹介されているほか、寛政年間（1789-1801）に刷られたという「東福寺境内図」にもその旨が記されている。西寺の重要な関連文化財である可能性があることから、今回実物の熟覧と若干の考察を行った。

2. 研究史

西田直二郎は、この鐘が元は西寺のものであるという伝承の出处が分からないとしつつ、東福寺開基である九条道家が晩年に家領処分状として記した『惣処分』（建長2年〈1250〉）（註3）に、「西鐘樓鐘一口／此鐘者法性寺鐘也。貞信公（藤原忠平）御息清愼公（藤原実頼）九条右丞相（藤原師輔）以下所鑄顯也。本是顛倒無實之間。所移此寺也。」（括弧内筆者）とあることから、西寺古鐘説は法性寺古鐘説の訛伝であろうとした。この際、鐘の鑄造年代を平安中期と見立てている（註4）。

これに対し木村捷三郎は、口縁部にいわゆる駒の爪が見られないなど、年代の明らかな資料と比較して平安初期に遡るものであり、西寺古鐘説は蓋然性が高いとした（註5）。

その後、全国の梵鐘について型式学的な編年を進めた坪井良平は、本鐘をさらに古い奈良時代後半のものとしており（註6）、これが現在の一般的な理解となっている。

しかし森浩一は、奈良時代後半という年代観はあくまで様式的なものであって、実際に鑄造されたのは延暦年間であってもおかしくはないと述べ、本鐘はやはり西寺鐘であって、法性寺を経て東福寺へ伝わったものと考えた。さらに、法性寺開基藤原忠平の日記『貞信公記』延長2年（924）2月10日条に、「法性寺に参り、初めて鐘の音を聴く」とあることから、西寺から法性寺へ鐘が移ったのは延長2年の早い頃であろうとする。ただし、『惣処分』には西鐘樓の鐘は師輔らが（法性寺創建時に）造らせたものとあるので、西寺鐘は東鐘楼にあったのであろうとする（註7）。

3. 調査所見

調査は令和7年6月13日に実施した。文化財保護課から山下絵美、熊谷舞子、堀大輔が参加したほか、元京都橘大学教授の五十川伸矢氏に御同行いただいた。熟覧に当たっては東福寺資料

研究所の永井圓洲室長、同資料研究所の石川登志雄所長、日種真子学芸員に便宜を図っていただいた。

鐘は龍頭を欠損しており、頂部には鈴口状の穴が開く。残存全高154.0cm、肩部までの高さ141.0cm、撞座心までの高さ59.3cm、口径99.2cm、口縁部の厚さ8.0～9.0cm。龍頭は撞座方向と直交する。中帯の上端には鋳型の継ぎ目が明瞭に認められるが、肩部では確認できない。堰（いわゆる湯口）は笠形の撞座方向下端に長方形の痕跡が認められる（五十川分類によるA1型（註8））。坪井実測図ではてりむくりの顕著な笠形に表されているが、実際にはむくりが大きい。撞座の蓮華文は中房に1+8の蓮子を配し、8葉の複弁がこれを取り巻く。瓦当文様で言えば大官大寺の6231型式や、法隆寺西院の37型式に近い。駒の爪は3条の突線で表される。

4. 考察

形態的な年代の指標である龍頭の取り付け方向、撞座の高さ、駒の爪の表現は、これらを総合すると奈良時代と考えられるものであり、技術的な指標である堰痕の位置も低く、同じく奈良時代相当である。森氏が言うように実際の鋳造は平安時代前期だとしてもおかしくはないが（註9）、実物からそれを補強するような知見は得られなかった。

また、『惣処分』に西鐘楼の鐘は法性寺のものであったと明記してあることをどう解釈するか。森氏の説に従えば、法性寺には2口の鐘があり（師輔ら新造の鐘と西寺鐘）、前者が東福寺西鐘楼、後者が東鐘楼へ移されたことになるが、これは『惣処分』の記述と近世地誌の記述を両立させるための解釈であって、いささか無理があるように思われる。西寺から法性寺へ鐘が移ったのを延長2年（924）と見る点についても、延長2年と言えば、まだ西寺で誦経や法会が盛んに行われていた頃であり、いかに忠平であっても官寺の鐘を自らの寺へ移すのは難しいだろう。なおこの点についてのみ言えば、東福寺東鐘楼の鐘を無理に法性寺経由と見る必要はなく、西寺から直接創建時の東福寺へ、もしくはずっと後世になってから西寺古鐘と伝わるものを東福寺が入手したと解する方がむしろ現実味がある。

以上のとおり、西寺古鐘説は今のところ18世紀初めを遡る史料がなく、梵鐘そのものにも鋳造が平安時代前期に降ることを示す要素は認められなかった。仮に降るとしても（あるいは西寺が奈良時代の古鐘を用いていたとしても）、西田氏が述べているとおり、九条道家が西寺から入手し東福寺に寄進した可能性はあるものの、その場合、当の道家が『惣処分』で法性寺鐘に触れながら西寺鐘には触れないということになり、やはり首肯しがたい（註10）。

つまり、本鐘が西寺古鐘であるためには、そもそもの西寺が奈良時代の様式（形態）と鋳造技術で鐘を造ったか、もしくは奈良時代の鐘を再利用したかのいずれかが事実であるとした上で、『惣処分』に西寺鐘の記述がないことに何らかの説明をつける必要がある、ということになる。森氏の論はこれに説明を試みたものであるが、可能性の域をでるものではなく、今のところ、18世紀以後東福寺に西寺古鐘の伝承が現れる理由としては、①17世紀までのどこかの段階で西寺古鐘と伝わる鐘を入手したか、②西田説のとおり由来が誤って伝わったもののいずれかと解するのが良いと考える。



図(附)-1 東福寺蔵「伝西寺鐘」

註

- 1) 東福寺HP (<https://tofukuji.jp/guide/tour/>、2025年6月29日閲覧)
- 2) 西田直二郎「藤原忠平の法性寺及道長の五大堂」『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第9冊、京都府、1928年
- 3) 大日本古文書『東福寺文書之一』沙弥行恵家領処分状案、『九条家文書一』九条道家初度処分状案
- 4) 註1に同じ
- 5) 木村捷三郎「東福寺蔵伝西寺鐘考」『史蹟と古美術』第20巻3号、国史普及会、1938年(後、『造瓦と考古学』木村捷三郎先生頌寿記念論集刊行会、1976年に再録)
- 6) 坪井良平『梵鐘と古文化』大八洲出版、1947年
- 7) 森浩一『京都の歴史を足元からさぐる』洛東の巻、学生社、2007年
- 8) 五十川伸矢『東アジア梵鐘生産史の研究』、岩田書院、2016年
- 9) 五十川氏の御教示による。
- 10) 東福寺では道家没後の建長7年に鐘楼が建てられている(※)。ここから解釈を試みるならば、道家在世時、伽藍の構想として東西2棟の鐘楼があったものの、建長2年に『惣処分』をしたための時点では西鐘楼しか存在せず、したがって東鐘楼には触れられなかった、よって東鐘楼に懸下予定の西寺古鐘についても記されなかった、ということもあり得るかもしれない。(※永井規男「創成期の東福寺とその大工たち」『日本建築学会計画系論文報告集』第431号、1992年)

史跡西寺跡保存活用計画

発行日 令和8年3月31日

発行 京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
TEL 075-222-3130

編集 京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
株式会社 空間創研

印刷 株式会社 あおぞら印刷

